

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ サラリーマンの特定支出の範囲

Q：私は、サラリーマンですが、残業で深夜勤務になることが多く、タクシーで帰宅したり会社の近くのホテルに泊まったりします。

このタクシー代やホテル代は、給与所得者の特定支出に該当しますか。

A：特定支出には該当しません。

### 【解説】

給与所得者は、一般的に、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除して給与所得の金額を計算し、年末調整で納税手続が完結しますが、給与所得者が特定支出をした場合で、その年中の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額を超えるときに限って、確定申告により、給与所得者の特定支出の控除を受けることができます。

この特定支出とは、次の支出（給与等の支払者から補てんされ、かつ、その補てんされる部分が非課税となっている場合のその補てんされる部分を除きます）のうち、給与等の支払者により証明がされたものをいいます。

- (1) 通勤費のうち一般の通勤者に通常必要と認められる部分の支出
- (2) 転任に伴う転居費で通常必要と認められる支出
- (3) 職務の遂行に直接必要な研修費用
- (4) 資格取得費用（一定のものは除かれます）
- (5) 単身赴任者の帰宅旅費で通常要する支出

ご質問の場合、深夜勤務となったために支出するタクシー代やホテル代は、一般の通勤者に通常必要であるとは認められませんので、特定支出とされる通勤費には該当しません。

